

犬猫の譲渡の手続きについて

「ながさき犬猫ネット」に掲載している犬猫の譲渡手続きは、次のとおりです。

- * 情報を掲載している保健所等に電話をする。
- * 保健所等と日程を調整し、指定された日に来所。
- * 実際に犬猫を見て、性格などを確認。
- * 譲受申込書（様式3）を担当職員に提出。
- * 初めて譲り受ける場合は、講習を受講。

新しい飼い主になりたい方

県の譲渡活動に協力して、新しい飼い主を探してくれる方

- * 誓約書（様式1）を提出。
- * 担当職員と一緒に、譲受申込書と誓約書の記載内容を確認。
- * 犬猫を連れて帰る。
- * 不妊去勢手術を実施。
- * （犬の場合）市町村で登録を行い、狂犬病予防ワクチンを受けさせる。
- * 譲渡2か月後に、県から飼養状況報告ハガキを送付。
- * 県へ報告ハガキを返送。

- * 誓約書（様式2）を提出。
- * 担当職員と一緒に、譲受申込書と誓約書の記載内容を確認。
- * 犬猫を連れて帰る。
- * 新しい飼い主さんを探していただき、県に報告（様式4）。



ご不明な点がございましたら、お近くの保健所等へお問い合わせください。

西彼保健所：095-856-0693 県央保健所：0957-26-3305 県南保健所：0957-62-3288
県北保健所：0950-57-3933 五島保健所：0959-72-3125 上五島保健所：0959-42-1121
杵岐保健所：0920-47-0260 対馬保健所：0920-52-0166 長崎県動物管理所：0957-53-9660



捨てる家族をなくしたい。長崎県動物愛護推進協議会

捨てられる命をなくしたい。長崎県県民生活部生活衛生課 | 095-895-2364

【様式 1】

誓 約 書（終生飼養者用）

令和 年 月 日

長崎県

様

住 所

申請者名

※記名押印又は自署のいずれかによること。

電話番号

私は、次の動物を譲り受けるにあたり、下記のことを誓約いたします。

ながさき犬猫ネット番号（ ）動物種（ ）性別（ ）
記

【↓ 各項目を確認後、□にチェックを入れてください（該当しない場合は空欄）。】

- 1 この犬又は猫を家族全員で、家族の一員として、終生責任を持って飼育し続けます。
- 2 譲り受けた動物の飼養にあたり、適正な環境を保ち、多頭飼育等、不適切な飼養は行いません。
- 3 犬を譲り受ける場合には、「狂犬病予防法」に定められた登録を行い、狂犬病予防注射を毎年受けさせます。犬の所在地・所有者の氏名・所有者の住所・所有者に変更があった場合や犬が死んだ場合は、30日以内に市町村の所管課に届け出ます。また、自治体が規定する条例を遵守し、犬の放し飼いは絶対にしません。
- 4 猫を譲り受ける場合は、室内で飼養します。
- 5 不妊去勢手術を受けさせます。
- 6 鳴き声等で周囲の住民へ迷惑がかからないようにするため、犬又は猫の習性を勉強し、適切なしつけを行います。
- 7 この犬又は猫が引き起こす事件、事故等について、全て責任を持ち対処します。
- 8 糞尿の始末は自分の責任で行い、周囲の生活環境に支障をきたすことがないよう努めます。また、不幸にも犬又は猫が死んだ場合は責任を持って適切に処分します。
- 9 犬又は猫の健康管理に努め、病気やケガをした場合は、動物病院を受診させます。なお、譲渡後、犬又は猫に何らかの異常が認められた場合においても、県に対し一切責任は問いません。
- 10 譲渡後に元の飼養者が判明した場合は、その責任について長崎県に問わず、当事者間で協議の上、飼養者を決定いたします。
- 11 譲受申込書及び誓約書に記載された個人情報その他の情報が、県を通じて市町に提供されることを了解します。
- 12 県又は市町が行う譲渡後の関係法の遵守状況及び飼養・保管状況調査には、誠意をもって対応します。
- 13 上記のほか、「狂犬病予防法」及び「動物の愛護及び管理に関する法律」に定められた事項を遵守します。

【様式2】

誓約書（譲渡活動協力者用）

令和 年 月 日

長崎県 様

住 所

申請者名

※記名押印又は自署のいずれかによること。

電話番号

私は、次の動物を譲り受けるにあたり、下記のことを誓約いたします。

ながさき犬猫ネット番号（ ）動物種（ ）性別（ ）

記

【↓ 各項目を確認後、□にチェックを入れてください（該当しない場合は空欄）。】

- 1 動物の愛護及び管理に関する法律、狂犬病予防法等の法令を遵守します。
- 2 譲り受けた動物の保管にあたり、適正に飼育できる環境を保ち、近隣の生活環境に悪影響を及ぼしません。
- 3 譲り受けた犬の保管が長期間となる場合は、狂犬病予防法に基づき犬の登録を行い、狂犬病予防注射を受けさせます。
- 4 当方の譲渡事業は営利目的ではありません。
- 5 譲り受けた動物の問題行動、病気等の隠れた瑕疵が判明した場合においても長崎県に対してその責任を一切問いません。
- 6 譲り受けた動物の飼養が困難となった場合においても責任をもって対処し、自治体へ動物の引取りは求めません。
- 7 譲渡が決定した場合は、速やかに譲渡完了報告書及び新しい飼養者から徴収した誓約書を送付します。
- 8 譲渡動物の適正飼養のため、しつけや不妊去勢手術の必要性等について、長崎県にて受講した講習内容に基づき終生飼養者へ助言を行います。
- 9 譲渡後に元の飼養者が判明した場合は、その責任について長崎県に問わず、三者間で協議の上、飼養者を決定します。
- 10 長崎県が行う動物の愛護及び適正飼養の普及啓発を理解し、協力するとともに、県の譲渡事業に支障をきたす行為は行いません。
- 11 本誓約書内容を遵守していないことが明らかになった場合、譲渡活動への協力について長崎県から拒否をされても不服申し立てを行いません。
- 12 その他、譲渡に係る活動に関し、長崎県の指示に従います。

【様式3】

譲受申込書

令和 年 月 日

長崎県 様

住 所

申請者名

※記名押印又は自署のいずれかによること。

電話番号

下記のとおり、動物の譲受を希望しますので、申し込みます。

記

- 1 譲り受ける動物
ながさき犬猫ネット番号 () 動物種 () 性別 ()
- 2 長崎県からの譲り受け実績 あり なし
- 3 飼養環境 一戸建て (持ち家 ・ 借家) 集合住宅
 その他 ()
- 4 現在飼養中の動物種及び数 犬 () 猫 () その他 ()
- 5 主に世話をする人
氏名 () 年齢 ()
譲り受ける動物種の飼養経験 あり なし
- 6 家族について
同意 あり なし 動物にアレルギーがある人 いる いない
- 7 添付書類 誓約書
※申請時に提示するもの 申請者の氏名・住所がわかるもの (運転免許証、保険証等)
 動物を飼養できることを示す書類 (借家等の場合)

主に世話をする人が次の条件のいずれかに該当する場合は、下記についてもご記入ください

- 〔 ・ 年齢が65歳以上である
・ 一人暮らしである 〕

_____さんが譲り受けた動物の世話をできなくなった場合は、責任を持って私が世話を引き受け終生飼養します。

令和 年 月 日 氏名 _____

住所

連絡先 () _____

【様式 4】

譲渡完了報告書

令和 年 月 日

長崎県 様

住 所

申請者名

※記名押印又は自署のいずれかによること。

電話番号

私が県から譲り受けた動物について、令和 年 月 日に下記のとおり、譲渡を行いましたので報告します。

譲渡に際しては、新たな飼い主に対し、終生飼養者用誓約書（様式 1）の内容を遵守することを確認しております。

なお、新たな飼い主から徴収しました誓約書（様式 1）を添付します。

記

- 1 種類及び「ながさき犬猫ネット」番号 犬 猫 番号（ ）
- 2 新たな飼い主（主に世話をする人）について
 - (1) 氏名（ ）
 - (2) 年齢（ ）
 - (3) 譲り受ける動物種の飼養経験 あり なし
 - (4) 住所（ ）
 - (5) 電話番号（ ）
 - (6) 飼養環境 一戸建て（持ち家・借家） 集合住宅
 その他（ ）
 - (7) 現在飼養中の動物種及び数 犬（ ） 猫（ ） その他（ ）
 - (8) 家族について
同意 あり なし 動物にアレルギーがある人 いる いない

主に世話をする人が次の条件のいずれかに該当する場合は、下記についてもご記入ください

- 〔 ・年齢が65歳以上である 〕
- 〔 ・一人暮らしである 〕

_____さんが譲り受けた動物の世話をできなくなった場合は、責任を持って私が世話を引き受け終生飼養します。

令和 年 月 日 氏名 _____

住所

連絡先（ ） _____